



公 告

制限付一般競争入札を行うので、次のとおり公告する。

令和 7 年 5 月 2 8 日

湯梨浜町長 宮 脇 正 道



1 入札に付する事項

(1) 工事名

新町川雨水ポンプ場建設工事（機械設備）

(2) 工事場所

東伯郡湯梨浜町大字旭地内

(3) 工事の仕様等

別紙特記仕様書のとおり

(4) 工事の期間

契約締結日から令和 8 年 1 2 月 2 5 日まで

(5) 予定価格

5 5 0 , 8 8 9 , 9 0 0 円（消費税及び地方消費税 10%を含む）

(6) 発注工種

機械器具設置工事

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加するものは、次に掲げる(1)～(6)までの要件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 本町に令和 7・8 年度入札参加資格審査申請書を提出し、受理されている者であること。

(3) 鳥取県知事又は湯梨浜町長から資格停止措置（不正又は不当な行為をおこなった入札参加資格を有する者を、一定の期間、入札に参加させないこととする措置をいう。）を受けた期間に当該入札の開札の日（以下「開札日」という。）が含まれていないこと。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者にあつては、当該申立てが行われた日から開札日までの間に改めて入札参加資格を付与されていること。

(5) 機械器具設置工事に係る特定建設業又は一般建設業の許可を得ていること。

(6) 下記のいずれかに該当していること。

①鳥取県内に本店、支店、営業所若しくはその他の事業所を有するもの。

②別紙特記仕様書と同等品以上の製造もしくは納品又は施工の実績があること。

3 入札説明書、仕様書に対する質問

(1)入札説明書、仕様書に対する質問

質問は、令和7年6月5日の午前10時までに質問書（様式第1号）をファクシミリで送信して行うこと。回答は、同年6月6日午後4時までに随時、湯梨浜町ホームページに掲載する。

(2)質問書の送付先

湯梨浜町建設水道課 下水道係 ファクシミリ：0858-35-3697（代表）

4 入札参加申込みの期限等

(1)申込期限

令和7年6月10日（火） 午後5時

(2)申込場所

〒682-0723 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留19番地1

湯梨浜町役場 総務課財務管財係

電話 0858-35-5301

(3)提出書類

次の書類を入札説明書に基づき各1部を提出のこと。

① 入札参加資格確認申請書（様式第2号）

② 別紙特記仕様書と同等品以上の製造若しくは納品又は施工の実績を証するもの（検査証の写し等）。ただし、鳥取県内に本店、支店、営業所若しくはその他の事業所を有するものを除く。

(4)特記事項

入札参加資格確認申請書が提出された後、入札参加資格について審査を行う。その結果、2の資格要件を満たしておらず入札に参加できない場合は、その旨を入札参加申込者へ入札の日までに通知する。

(5)入札参加資格審査申請書

本件入札に参加を希望する者であって、2の（2）に規定する書類が受理されていない者については、4の（1）の期限までに事前に受理されていること。

5 入札方法等

(1) 入札は持参又は郵便入札によるものとする。なお、郵便入札の場合は、「一般書留郵便」、「簡易書留郵便」のいずれかによる。

(2) 宛先は、〒682-0723 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留19番地1

湯梨浜町役場 総務課 財務管財係 行 とする。

(3) 指定された提出期限内に必着のこと。郵便事故等の対応は、町では責任を負わない。

(4) 入札書は様式第3号を使用すること。

(5) 代理人をして入札させようとするときは、必ず委任状（様式第4号）を提出すること。

(6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (7) 入札者は入札書の記載事項について抹消、訂正又は挿入をしたときは、当該抹消等をした箇所に押印すること。ただし、入札金額を改めることはできない。
- (8) 一度提出した入札書の引換え又は撤回をすることはできない。
- (9) 入札参加資格のある者は、入札執行が完了するまでは、いつでも入札を辞退することができる。なお、入札執行前にあっては、入札辞退届を湯梨浜町総務課財務管財係に提出すること。
- (10) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）その他の法律に抵触する行為を行ってはならない。
- (11) 入札者は、入札後、入札説明書、仕様書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (12) 入札終了後、落札者（免税事業者に限る。）は、免税事業者であることを明記した届出書（様式は問わない。）を提出すること。
- (13) 入札結果については、入札者全員に後日通知する。

6 入札執行の日時及び場所

(1) 入札日時

時間 令和 7 年 6 月 3 0 日（月） 午後 1 時 0 0 分 即時開札

※郵便等による入札書の受領期限は、同年 6 月 3 0 日（月） 正午までに必着とする。

(2) 場所

場所 湯梨浜町役場 応接室

7 無効となる入札の範囲

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札参加申込み期日までに届出のない者のした入札
- (3) 入札書の受領期限に間に合わなかった者の入札
- (4) 財務規則、本件に係る公告、入札説明書及び仕様書に記載する条件に違反した入札
- (5) 同一の入札に対して同一人が複数の入札書を提出した入札
- (6) 入札書の金額、氏名、印影、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
- (7) 記名押印のない入札
- (8) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (9) 同一の入札に対して、他の入札者の代理人を兼ねた者又は 2 人以上の入札者の代理をした者のした入札

8 落札者の決定方法

- (1) 最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、最低価格をもって有効な入札を行った者が 2 者以上になった場合は、即日、くじにより落札者を決定するものとする。なお、くじは、当該入札事務に関係のない職員が引くものとする。

9 その他

(1) 入札保証金

免除とする。

(2) 契約保証金

落札者は、湯梨浜町財務規則第 105 条の規定により、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を契約時に納付しなければならない。この場合において、同第 107 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。なお、同第 106 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(3) 保証事業会社の保証に係る土木建築に関する工事に要する経費については、契約金額が 100 万円以上の業務について、契約金額の 10 分の 4 の範囲以内において前金払をする。

(4) 部分払いは 3 回以内とする。

(5) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思が無い等により競争性の確保が困難であると認められるときは、入札の執行を中止し、又は取り止めることがある。

(6) 本件は、令和 7 年度から令和 8 年度に渡る債務負担行為により施行する。そのため、工事代金の支払い方法は、原則として各年度の支払い限度額（各年度の進捗予定を勘案し、各年度の予算額の範囲内で設定する）を設け、湯梨浜町建設工事等請負契約約款第 39 条から第 41 条までの規定を適用する。

10 問い合わせ先 (入札手続等) 湯梨浜町総務課 財務管財係

電話：0858-35-5301 (直通)

ファクシミリ：0858-35-3697 (代表)

(技術的事項) 湯梨浜町建設水道課 下水道係

電話：0858-35-5329 (直通)

ファクシミリ：0858-35-3697 (代表)